

(1) 旅客運賃の割引

○ 運賃割引の際の障害の区分

【第1種、第2種身体障害者】

第1種 身体障害者	・視覚障害の1級～3級及び4級の1 ・聴覚障害の2級、3級 ・上肢不自由の1級、2級の1及び2級の2 ・下肢不自由の1級、2級及び3級の1 ・体幹不自由の1級～3級 ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害で上肢機能障害1級、2級または移動機能障害1級～3級（1上肢または1下肢のみに運動機能障害がある場合は除きます） ・ぼうこうまたは直腸の機能障害の4級を除く内部障害
第2種 身体障害者	第1種身体障害者以外の人

※ 第1種に該当しない障害が2つ以上あり、それらの障害を総合すると第1種に準ずる障害の程度の人でも第1種身体障害者とされます。

【第1種、第2種知的障害者】

第1種 知的障害者	・重度の知的障害者
第2種 知的障害者	・第1種知的障害者以外の人

【第1種、第2種精神障害者】

第1種 精神障害者	・重度の精神障害者（1級）
第2種 精神障害者	・第1種精神障害者以外の人（2級、3級）

鉄 道

割引のきっぷをお求めの際は、係員のいる窓口で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳※1（いずれも旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に 1 種又は 2 種の記載のあるもの）をご提示ください。また、割引のきっぷをご利用の際は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を携行してください。

《 J R 》

【第 1 種】

対象者	乗車券	旅客区分	障害者本人が単独で乗車する場合	介護者とともに乗車する場合（介護者が 1 人まで）※2	
				本人	介護者
身体障害者 知的障害者 精神障害者	普通	大人	5 割引 （片道 101km 以上の利用の場合のみ）	5 割引	5 割引
		小児			
	回数券	大人	×	5 割引	5 割引
		小児			
	定期券	大人	×	5 割引	5 割引
		小児		×※3	

【第 2 種】

対象者	乗車券	旅客区分	障害者本人が単独で乗車する場合	介護者とともに乗車する場合（介護者が 1 人まで）※2	
				本人	介護者
身体障害者 知的障害者 精神障害者	普通	大人	5 割引 （片道 101km 以上の利用の場合のみ）	×	×
		小児			
	回数券	大人	×	×	×
		小児			
	定期券	大人	×	×	×
		小児		△※4	5 割引※5

※1・・・精神障害者保健福祉手帳の適用は、2025 年 4 月 1 日からです。
お持ちの手帳に「旅客運賃減額の記載」と「本人写真の貼付」が必要です。

※2・・・身体障害者、知的障害者、精神障害者の方と介護者の方には、同一区間の乗車券類をお買い求めいただきます。なお、割引となる介護者の方は 1 名です。

- ※ 3・・・本人が、高校生・中学生・小学生の場合は、大人通学定期運賃（大学生用）の半額です。
- ※ 4・・・精神障害者保健福祉手帳においては、12 歳未満の第 2 種精神障害者の方と介護者の方が割引対象となります（小児定期乗車券を除きます）
- ※ 5・・・定期券使用の 12 歳未満の障害児の介護者 1 人は定期券の割引の対象になります。（但し、通勤定期券のみ）

《私鉄各社》

単独でご乗車の場合、割引はありません。普通運賃にて乗車券をご購入ください。ただし片道 101km 以上の場合は 5 割引となります。

詳細については私鉄各社にお問い合わせください。

種類	対象者	乗車券	旅客区分	介護者とともに乗車する場合	
				本人	介護者
第 1 種	身体障害者 知的障害者 ※ 1	普通	大人	5 割引	5 割引
			小児		
		回数券	大人	5 割引	5 割引
			小児		
		定期券	大人	5 割引	5 割引
			小児	×	
第 2 種	身体障害者 知的障害者 ※ 1	定期券	大人	×	×
			小児	×	5 割引※

※ 1・・・精神障害者の割引適用開始時期につきましては、私鉄各社にお問い合わせください。

※ 2・・・定期券使用の 12 歳未満の障害児の介護者は定期券の割引の対象になります。（但し、通勤定期券のみ）

バス

乗車の形態	割引の対象者	割引の内容	割引率
障害者本人が 単独で乗車する 場合	身体・知的障害者※	普通乗車券、回数券（回数券の種類により割引のない場合があります）	5割
		定期券	3割
介護者とともに 乗車する場合（介護者は 1名まで）	第1種身体・知的障害者及びその介護者※	普通乗車券、回数券（回数券の種類により割引のない場合があります）	5割
		定期券	3割
	第2種身体・知的障害者の介護者（障害者本人が12歳未満の場合のみ、なお障害者本人の分も購入する必要あり）※	定期券	3割 （介護者のみ）

※精神障害者の割引適用開始時期につきましては、各バス会社にお問い合わせください。（京阪バスは、2024年12月1日から適用開始）

※バス会社によって適用が異なる場合がありますので、各社にお問い合わせください。

Osaka Metro・大阪シティバス

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示した場合、乗車料金を割引します。

乗車区分	対 象	取扱い
地下鉄	- 第1種身体障害者手帳をお持ちの方 （12歳未満の第2種身体障害者手帳をお持ちの方を含みます。） - 第1種療育手帳をお持ちの方 （12歳未満の第2種療育手帳をお持ちの方を含みます。） 1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 （12歳未満の2級及び3級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方を含みます。） ただし、介護人が必ず同乗する必要があります。	本人 介護人 とも 5割引

バス	・第 1 種身体障害者手帳をお持ちの方 (12 歳未満の第 2 種身体障害者手帳をお持ちの方を含みます。) ・第 1 種療育手帳をお持ちの方 (12 歳未満の第 2 種療育手帳をお持ちの方を含みます。) 介護人が同乗する場合、本人単独の場合のいずれでも対象となります。 ・1 級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 (12 歳未満の 2 級及び 3 級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方を含みます。)	
	・第 2 種身体障害者手帳をお持ちの方 (12 歳未満は除きます。) ・第 2 種療育手帳をお持ちの方 (12 歳未満は除きます。)	本人のみ 5 割引

問合せ先

オオサカ メトロ
Osaka Metro・シティバス案内コール
(旧大阪市交通局 市営交通案内センター)

TEL 06-6582-1400

ねや BUS

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示した場合、乗車料金を割引します。

対 象	取扱い
・第 1 種身体障害者手帳をお持ちの方 ・第 1 種療育手帳をお持ちの方 ・1 級精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	本人 介護人 とも 5 割引
・第 2 種身体障害者手帳をお持ちの方 ・第 2 種療育手帳をお持ちの方 ・2 級及び 3 級精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	本人のみ 5 割引

問合せ先

交通政策課
TEL 072-813-1207

航空機

割引の対象者		割引内容等
身体障害者 知的障害者 精神障害者	手帳交付を受けている 本人と介護者 1 名	航空会社等により適用が異なる場合がありますので、ご利用の際は、各航空会社にお問い合わせください。

船舶

船舶運賃の旅客運賃も、J R と同様の割引がされる場合があります。

(2) 重度障害者（児）タクシーの基本料金助成

在宅の重度障害者（児）が、タクシーを利用する場合に、その料金の一部（基本料金）を助成することにより、交通手段の確保と介護に伴う負担の軽減を図り、社会参加の促進と在宅福祉の増進を図るための制度です。

対象者

寝屋川市に住所を有する在宅の方で、以下の表に該当する障害を持つ方です。

手帳の種類	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
等級・判定	1・2	A	1

- ・施設（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、障害者支援施設等）に入所されている方（グループホーム、有料老人ホーム等は除く）は対象外です。
- ・世帯全員の課税状況により、対象外となる場合があります。

利用方法

手帳を持参のうえ、窓口で申請し、「寝屋川市重度障害者（児）タクシー利用券」の交付を受けてください。

※この利用券を使用するときは、必ず身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示してください。

交付枚数

申請月より月2枚、年間24枚限度

※利用できるタクシー会社は、申請時にお知らせします。

※タクシー利用券の有効期限は、その年度末（3月31日）です。申請月から3月までの月数に応じて交付枚数を計算するため、5月以降に申請されると交付枚数が少なくなります。

※交付はお持ちの手帳冊数にかかわらず、各年度1冊となります。

(3) タクシー料金の割引

対象者

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方

割引

タクシー料金の1割引

※ただし、高速料金・駐車料金は対象外です。

利用方法

タクシー利用時に手帳を提示

※タクシー会社によって適用が異なる場合がありますので、各社にお問い合わせください。

(4) 有料道路通行料金の割引

全国の有料道路では、事前に登録された自動車に対して、通常料金から割引率 50%の障害者割引を実施しています。

なお、令和5年3月27日から、要件緩和に伴い事前登録をした車両以外につ

対象者

いても一定の要件のもと、割引対象となりました。

区 分	対象となる方
障害者ご本人が運転される場合	身体障害者手帳の交付を受けているすべての方が対象になります。
障害者ご本人以外の方が運転し、障害者ご本人が同乗される場合	身体障害者手帳及び療育手帳（A）の交付を受けている方で、重度の障害※をお持ちの方が対象になります。 ※重度の障害とは、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃」の第1種と同じ範囲です。

登録できる台数

1人1台の車両登録が可能です。ETC割引を利用される場合は、車両の事前登録が必要となります。

車種要件について（自家用・事業用の別）

自動車検査証の「自家用・事業用の別/適否」欄に「自家用」と記載されているもののうち、下表に該当するもの。なお、自動車を保有されていない又は事前登録された自動車がやむを得ず使用できない場合を考慮し、レンタカー、借用自動車、介護・福祉タクシー、一般タクシー、福祉有償運送車両についても要件のもと割引対象となります。

車 種	要 件
乗用自動車	自動車検査証の「用途」欄に「乗用」と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの（軽自動車も対象になります）。
貨物自動車	自動車検査証の「用途」欄に「貨物」と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のもののうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの、又は乗車設備と荷台が仕切られた最大積載量が500kg以下のもの。
特種用途自動車	自動車検査証の「用途」欄に「特種」と記載されているもののうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車のいずれかが記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。
二輪自動車	総排気量が125ccを超えるもの。

※「事業用」と記載されているものは対象となりません。

所有者要件について

区 分	所有者
障害者ご本人が運転される場合	障害者ご本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等
障害者ご本人以外の方が運転し、障害者ご本人が同乗される場合	障害者ご本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等 上記の方が自動車を所有していないときは、障害者ご本人を継続して日常的に介護している方

※割賦購入（ローン）又は長期リースにより自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に上記に該当する方の氏名が記載されているものは対象になります。割賦契約書をご持参ください。

※法人名義の自動車を個人的に利用する場合も割引の対象になりません。

※福祉施設等が所有する自動車も対象になりません。

利用の手続きについて

障害者割引を受けるためには、障害福祉課又はオンラインにて事前申請が必要です。障害福祉課における申請に必要な書類などは次のとおりです。なお、ETC利用者は事業者から登録済結果通知書を受けた以降の割引となります。

車両登録をされない場合	・障害者ご本人の身体障害者手帳又は療育手帳 ・障害者ご本人の運転免許証（障害者ご本人が運転される場合）
車両登録をされる場合（ETC割引を希望する場合）	・登録を申請される自動車の自動車検査証 ※令和5年1月から「車検証電子化」に伴い、新たに車検証を発行された方は、車検証閲覧アプリをスマートフォン等にインストールしていただき、ICカードを読み取った画面を提示してください。画面提示ができない場合は、別途「自動車検査証記録事項」を印刷したものを提示ください。 ・割賦契約書又はリース契約書（ローン契約又は長期リースにより自動車を利用されている場合） ・ETCカード（障害者ご本人名義に限ります※） ・「ETC 車載器セットアップ申込書・証明書」等登録を申請される自動車に取り付けられたETC車載器の車載器管理番号が確認できる書類等

※未成年の重度の障害者の方でご本人以外の方の運転による割引を受け、かつ障害者ご本人が運転しての割引を受けない場合に限り、親権者又は後見人名義のETCカードも対象となります。

【オンライン申請】

オンラインで各種申請（新規・変更・更新）を行う場合に必要な書類やご利用までの流れ等の詳細については、以下のURLからご確認ください。

<https://www.expressway-discount.jp>